

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉大津市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府泉大津市長

公表日

令和7年11月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に則り 新型インフルエンザの予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザの予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの新型インフルエンザの予防接種データ提供
③システムの名称	健康管理システム(予防接種)
2. 特定個人情報ファイル名	
新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の接種情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表14の項、126の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div>＜選択肢＞</div> <div>1) 実施する</div> <div>2) 実施しない</div> <div>3) 未定</div> <div>[実施する]</div>
②法令上の根拠	〈情報照会〉 番号法19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、153の項、第27条、第155条 〈情報提供〉 番号法19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、153、154の項、第27条、第28条、第155条、第156条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	泉大津市健康こども部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒595-8686 大阪府泉大津市東雲町9番12号 TEL 0725-33-1131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康こども部健康づくり課 〒595-0013 大阪府泉大津市宮町2番25号 TEL 0725-33-8181
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	

⑤ 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>	<p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務が発生した際には、複数人での確認を行い、リスク対策を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、特定個人情報を受け渡す際は、パスワードによる保護を行うことを徹底している。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は十分に行っていると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月20日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	事前の提出、公表が義務付けられない項目の変更
令和3年12月20日	I 5 ①部署	泉大津市健康福祉部健康づくり課	泉大津市健康こども部健康づくり課	事後	事前の提出、公表が義務付けられない項目の変更
令和3年12月20日	I 7 請求先	総合政策部政策推進課	総務部総務課	事後	事前の提出、公表が義務付けられない項目の変更
令和3年12月20日	I 8 連絡先	健康福祉部健康づくり課	健康こども部健康づくり課	事後	事前の提出、公表が義務付けられない項目の変更
令和7年9月30日	I 3 法令上の根拠	番号法 第9条第1項、別表第一 第93項の2並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	番号法 第9条第1項、別表14の項、126の項並びに番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事後	法改正に伴う修正
令和7年9月30日	I 4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第59条の2 (別表第二省令における情報照会の根拠) :第59条の2	〈情報照会〉 番号法19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、153の項、第27条、第155条 〈情報提供〉 番号法19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、153、154の項、第27条、第28条、第155条、第156条	事後	法改正に伴う修正
令和7年9月30日	II 1 対象人数	令和3年2月1日時点	令和7年9月1日 時点	事後	
令和7年9月30日	II 2 取扱者数	令和3年2月1日時点	令和7年9月1日 時点	事後	
令和7年9月30日	IV 8 人手を介在させる作業	なし	項目追加	事後	
令和7年9月30日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	項目追加	事後	